

IGC コード（艙装及び火災安全設備関連）に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編，H 編，N 編及び PS 編
荷役集中監視制御設備規則
鋼船規則検査要領 B 編，H 編，N 編及び S 編

改正事項

IGC コード（艙装及び火災安全設備関連）に関する事項

改正理由

液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則である IGC コードは、1983 年に採択されて以降、部分的な改訂は行われていたが全面的な改訂は行われていなかった。このため、近年の技術進歩及び船舶の大型化等に対応させると共に、船舶の構造及び設備の安全性を向上させるべく、IMO において、IGC コードの全面的な見直しが行われた。その結果、2014 年 5 月に開催された第 93 回海上安全委員会(MSC93)において、IGC コードの改正が決議 MSC.370(93)として採択された。

今般、決議 MSC.370(93)に基づき、液化ガスばら積船における艙装及び火災安全設備関連の規定を改めた。

なお、艙装及び火災安全設備関連については、主として、火災時における安全性の向上を目的として、船橋窓への防熱保全性、貨物エリアに面する救命艇等に対する水噴霧装置の設置及び貨物管への圧力逃し弁の設置に関する要件のほか、人身保護を目的として、貨物管装置への防熱の施工及びホールドスペース等への酸素欠乏監視装置の設置に関する要件が新たに規定された。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 船橋窓に対し、「A-0」級以上のものとする旨規定した。
- (2) 貨物エリアに面する暴露した救命艇、救命いかだ及び招集場所を水噴霧装置の保護対象範囲とする旨規定した。
- (3) $0.05m^3$ 以上の体積の貨物液が閉じ込められる可能性のある貨物管及びその構成要素には、火災時に適切な容量を有する圧力逃し弁を設ける旨規定した。
- (4) 貨物管装置には、人員が低温表面に直接接触することを防ぐよう、防熱を施す旨規定した。
- (5) 引火性貨物以外の貨物を運送する場合には、ホールドスペース等に酸素欠乏監視装置を備える旨規定した。